

建設工事関連業務委託における最低制限価格の見直しについて

1 見直し概要

- 最低制限価格制度は、競争入札の方法により請負契約を締結しようとする場合において、ダンピング受注を防止し、契約内容に適合した履行を確保するため、落札可能な最低制限の価格を設定する制度であり、地方自治法施行令第167条の10の規定に基づき各自治体がそれぞれ定めている。
- 建設工事に係る業務委託の最低制限価格については、本市においては平成19年度から予定価格に抽選率（70.0%～74.9%）を乗じて算出しているが、業界団体から、国土交通省の基準に準拠してほしい旨の要望があったことから、改めて他都市の設定状況を調査した結果、国土交通省の基準を採用している自治体が多いことが判明した。
- このことから、本市においても建設工事に係る業務委託の最低制限価格について、国土交通省の基準への見直しを行うもの。

2 見直し内容

- 建設工事に係る設計、測量、地質調査等業務及び工事監理業務の最低制限価格について、国土交通省の基準（下表の業種区分ごとに①～④の合計額）を準用し算出することとする。なお、算出した額が予定価格の70%に満たない場合は、予定価格の70%を最低制限価格とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費×100%	測量調査費×100%	諸経費 ×50%	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費×100%	特別経費 ×100%	技術料等経費×60%	諸経費 ×60%
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費×100%	直接経費 ×100%	その他原価 ×90%	一般管理費等×50%
地質調査業務	直接調査費×100%	間接調査費× 90%	解析等調査業務費×80%	諸経費 ×50%
補償関係コンサルタント業務	直接人件費×100%	直接経費 ×100%	その他原価 ×90%	一般管理費等×50%

3 実施時期

令和8年4月1日以降に指名競争入札通知を行う入札から実施